

01234567892

週報

號二十二第

日七十月三年二十和昭

官報附録

昭和十二年十月一日第三種郵便物認可
昭和十二年三月十七日發行
(每週一回水曜日發行)

五錢

- 防空法案に就て (内務省地方局)
- 郵便料金の改定 (逓信省)
- 國民健康保險法案に關する諸問題 (社會局)
- 日英海運競争 (外務省情報部)

(國際時事解説)

(外務省情報部)

週報

昭和十二年十月一日第三種郵便物認可
昭和十二年三月十七日發行

(每週一回水曜日發行) 第二十二號

(本書の大きさは國定規格A5判)

所 込 申	價 定
内閣印刷局發賣掛 電話九ノ内(四)三五二一九 掛替 東京一九〇〇番	一ヶ部 一ヶ年(前金) 二圓四十錢 (外國郵便に依る地) (或は三四四十錢) 一ヶ年分未納配送御希望の方は一 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。
全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區錦町二ノ二二三 掛替 東京 九三〇番	要送料
最寄書店・驛書店	

官報附録週報別刷

昭和十二年三月十日印刷發行

編輯者 情報委員會
東京市神田區永田町
印刷者 内閣總理大臣官舎内
東京市神田區大手町

刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に關する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし、公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

▽週報各號掲載事項抜萃

税制改革の要領	一	列國の原料資源	一六
電力統制の必要性	二	紀元節制定の由來	一七
地方財政及税制改革	三	海上戰闘力の就て	一七
燃料國策に就て	四	文化勳章の制定	一八
陸軍軍備の本格的充實	五	プラジル移民に就て	一九
農村經濟更生と特別助成	六	再開後の議會に於ける税法案の概要	一九
小學校教員俸給の道府縣負擔	七	思想戦より觀たる防共	一九
滿洲移民の現況と其の將來	八	國際時事解説	各號
法制化された方面委員制度	九		
航空國策に就て	一〇		
思想犯保護觀察制度の實施	一一		
國民健康保險制度の要旨	一二		
來年の豫算	一三		
國際觀光事業の一般趨勢	一四		
羊毛工業の現在と將來	一五		
金融機關を語る	一六		
退職積立金及退職手當法の施行に就て	一七		
皇室の御近狀	一八		
海運國策に就て	一九		
新春を迎へて國民諸君へ	二〇		
義務教育年限の延長	二一		
關稅制度改革の要領	二二		
保健國策に就て	二三		
貧窮處理法と昭和製鋼所	二四		
治水の根本策	二五		

▽第二十一號

五箇條御誓文奉戴七十年に當りて五箇條御誓文の由來
農地法案に就て
我國財政の變遷
コンゴ盆地條約とは

▽第二十號

日滿關係の現狀
陸軍記念日に際し日露戰役を回顧す
注目を惹いた中國三中全会の經過

防空法案に就て……………内務省地方局……………(二)
郵便料金の改定……………遞信省……………(一〇)
國民健康保險法案に關する諸問題……………社會局……………(三三)

製鐵事業法案要綱……………商工省……………(三五)

——(國際時事解説)——

日英海運競争……………外務省情報部……………(三八)

最近公布の法令……………内閣官房總務課……………(四五)

本誌より轉載の場合は「週報」に依る旨を明記し
情報委員會宛三部送付せられたし
本誌の掲載事項に對する希望其の他編輯に關し
ての意見は進んで情報委員會に申出でられたし

防空法案に就て

内務省地方局

數年來關係各省間に於て調査研究を重ねて居つた防空法案が漸く成案を得て、此の度第七十議會に提案されることゝなつたので、今其の大意を解説して見ることゝする。

一 防空法制定の必要

各國共擧つて空軍の充實に努めて居る今日では、我國の如く四邊環らすに海洋を以てする地勢に於ても、最近の如く著しく發達した航空機の高性能に對してはそれが特別の障害とはならないのである。戦時又は事變に際しては、先づ空襲に依つて直ちに相手國の中樞を脅し、重要資源を毀滅し、以て國內を混亂に陥れんとするであらうことは想像に難くない。従つて一旦他國と干戈を交ふるが如き事態に立至つた場合、敵機の來襲に因る危険を防止し、其の被害を軽減するが爲平素より防空對策を樹立して置くのは極めて肝要なことなのである。諸外國に於て夙に防空に關する法規の整備に腐心し、現に防空法規の制定を見たるもの數箇國に達して居るのも全く之が爲である。

戰時又は事變に際しては空襲の危険に脅さるゝ期間は相當長く、而も空襲の危険の下に於て國內各般の機能は平時に於けるよりも遙に高度の能率を發揮せねばならないのであるから、防空は斯くの如き際に國民生活をしてよく秩序と統制とを保持しむるに足るだけの物的準備と人的訓練とを基礎としたものでなければならず、又防空を完全に實施すればする程空襲の被害を軽減することが出来るのである。實例に徴して見ても歐洲大戰の當時、諸國に於て漸次組織的な防護措置を講じた結果は、其の當初何等準備のなかつた當時に比して空襲に因る死傷者の數を約十分の一に減じ得たと傳へられて居るのである。

我國に於て近時殆ど全國に亘つて防空演習が行はれて、空襲の場合に處する國民の訓練が爲されて居るのであるが、其の演習は法規に基いて爲されて居るのではなく適宜官民の申合に依つて行ふのみであるから、一時的な計畫しか持たず、有時の際に眞に缺くべからざる諸般の設備を準備する上に於て十分でない憾があるのみならず、燈火管制の如き地方に依つて其の方法區々に分れてゐる爲完全な効果を擧げ得ない節がないでもないのである。従來の防空演習は國民の間に防空思想を普及する上の効果は相當に認められたのであるけれども、將來は更に一步を進めて戰時事變の場合にも直ちに實施に移して差支へない訓練と準備とを急ぐことが必要なのである。

有時の際先づ防空に任ずるのは陸海軍であり、航空機の來襲を阻止するが爲萬全の方策を講ずることは勿論であるが、一般國民も亦万一航空機の來襲を見る場合には、其の愛國心の迸る處、自發的

に國土の防衛と自衛との爲に全力を盡し、決して我が國土、生命、財産を敵機の蹂躙に委するが如きことあつてはならない。而して我國の國民性に徴し左様な場合、國民としては當然全力を傾けて防空の事に當るであらうことが確信せられるのである。唯、然し乍ら其の場合國內の混亂が最も恐れられ、國民生活の秩序と統制とが平時よりも一層強く要求される際であるから、國民の自發的な防空のみに頼つて満足することは出来ないのであつて、此の事は前にも述べた通り従來の防空演習の實績から見ても痛感せられる所なのである。故に將來は先づ防空に關する一定の計畫を樹立し、それに基づいて不紊統制ある訓練を行ふと共に必要な設備、資材等を整備しなければならぬし、又其の爲には費用の負擔者の何人なるかを定め且國民に對し或種の義務を命ずる必要が起つて來るのであるが、之等は單に既存の法規を運用するだけでは到底其の目的を達成することは出来ないので爰に防空法を制定することとしたのである。

二 防空法案の概要

以上の理由に依り議會に提案せられた防空法案は二十二箇條より成り、今其の概要を略述すれば次の如くである。

第一 防空及防空計畫の内容を明らかにし防空計畫設定者の義務に關する規定を設けること。

(一) 防空とは陸海軍の行ふ防衛に則して陸海軍以外の者の行ふ燈火管制、消防、防毒、避難及救護並に之等に關し必要なる監視、通信及警報を、防空計畫とは防空の實施及之に關し必要なる設備又は資材の整備に關する計畫を謂ふものなること。

(二) 防空計畫は原則として地方長官、又は地方長官の指定する市町村長、例外として防空上重要な地位に在る者をして設定せしむること。

(三) 防空計畫の設定者は防空を實施し、必要なる設備又は資材を整備し防空の訓練を行ふべきこと。

防空法案に謂ふ防空は航空機の來襲に因り生ずべき生命、身體財産に對する危害を防止し、被害を軽減するが爲に行はれるのであつて、空襲を積極的に阻止せんとする作用を含むのでは無く、武力に依る防衛との間は截然と區別されて居るのである。危害の防止、被害の軽減を目的とする點に於ては一般の災害に處するのと差異は無いのであるけれども、局所的に偶發する災害とは異り、重要な地域に計畫的に繼續的に加へられる危害に對しては其の對策も自ら異なるのである。防空法案が平時から豫め防空計畫を設定し諸般の方策を樹てること、して居るのは、到底應急の方策では防空の全きを期し難しとするが故である。

原則として地方長官又は其の指定する市町村長をして防空計畫を設定せしむること、したのは、一

般には防空を責任を以て、且圓滑に遂行するの之等の者が最も適當であると認むるからであり、例外として防空上重要な地位に在る者をも計畫設定者としたのは、規模の大きい工場、事業場、鑛山等は關係區域も大であつて、夫れ自身獨立した存在を爲すと共に、防空上大切な役割を爲すからである。

第二 防空上の必要に基き義務を命する範圍を明らかにすると共に給與其の他に關する規定を設くること。

(一) 工場、事業場其の他特殊施設の管理者又は所有者は地方長官の命する所に従ひ必要なる設備若は資材を整備し、又は之を供用すべきこと。

(二) 醫師、藥劑師其の他特殊技能を有する者は地方長官の命する所に従ひ防毒、救護其の他防空の實施に従事すべきこと。

(三) 防空上重要な地位に在り防空計畫を設定する者(第一の(二)参照)の従業者は防空の實施に従事すべきこと。

(四) 燈火管制を實施する場合に於ては光を發する設備又は裝置の管理者又は之に準すべき者は其の光を祕匿すべきこと。

(五) 防空の實施に際し緊急の必要あるときは地方長官又は市町村長は他人の土地、家屋を一時使用し、物件を收用若は使用し又は防空の實施區域内に在る者に對し防空の實施の従事を命じ得る

（六）防空に關し調査の爲必要あるときは主務大臣、地方長官又は市町村長は資料の提出を命じ又は官吏更員をして關係ある場所に立入り検査を爲さしむることを得ること。

（七）（一）、（三）、（五）、に依り防空の實施に従事する者之が爲傷痍を受け、疾病に罹り、又は死亡したる場合は療養、又は葬祭に要する費用を給すること。

（八）（五）に依り土地、家屋、物件を収用又は使用する場合は損失を補償すること。

（九）（一）、（三）に依り防空の實施に従事する者には實費を辨償すること。

防空の必要に基き國民に義務を課する範圍は物的設備と人的手段とに分れる。物的設備は若し防空上必要なる全部を網羅しようとするならば極めて多岐に互るものであらうけれども、有時の際必要に應じて準備出来る物は必ずしも平時から用意する要は無いのである。唯必要に際して直ちに之を整備するには困難な物があるから、之等に就ては豫め用意せしめようとするのである。物的設備の整備としては燈火管制に就ては屋外燈の閉閉器の取付、工場、事業場等の爐火、火焰其の他各種の光の隠蔽装置、自動車其の他の車輛の遮光装置等があり、消防に付ては各種の貯水設備、消火器の備付等があり、防毒に付ては防毒具の備付、上水道の檢毒、消毒の設備、學校、病院、工場、事業場及民衆の群集する場所の毒瓦斯侵入防止設備等があり、避難に付ては公園、廣場等を利用する臨時集合所又

は臨時避難所の設備、地下室を利用する避難所の設備等があり、救護に付ては救護所の設備、救急醫療具、救急藥品の備付等があるのである。

斯くの如き物的設備と併せて防空時には人的活動が必要とされる。人的手段は前述の防毒、救護等に餘人を以て代へ得ない醫師、藥劑師其の他の特殊の技能を有する者とか、行政廳に非ざる防空計畫の設定者が防空の遂行上使役せざるべからざる従業者とかは當然であるとしても、ひとり之等の者に限らず廣範圍に亘つて國民全部が何等かの形に於て防空に協力することが極めて必要なのである。然し防空法案では強制力に依り人を使役する場合を甚だ限定し、爾餘の者に就ては國民の義勇奉公の精神と將來の指導、訓練の効果とに期待することとしたのである。唯燈火管制の實施に際しては各種の光を發する設備、又は装置の管理者又は之に準すべき者に一齊に其の光を秘匿する義務を課したが、之は燈火管制が防空上極めて重要であり、一人の違背が全體の目的遂行上重大なる支障を來たすものなるに鑑み當然と信ずるのである。

第三 防空の訓練に關する規定を設けること。

（一）主務大臣は防空計畫の設定者に對し防空計畫の全部又は一部に基き防空の訓練を命ずること。

（二）防空の訓練に際しては第二の（三）、（四）と同様に訓練に従事し又光を秘匿すべきこと。但し

光の秘匿の程度は訓練に適當なるものとする。

將來の防空訓練は凡て主務大臣の命令に依りて行ふこととし訓練の強化、統制を圖らんとするのである。勿論、訓練としては常に實施の際其の儘の計畫を全部行ふ要は無いのであるから、主務大臣は防空計畫の全部又は一部に基いて訓練を爲すべきことを命じ得ることとし、又平時の國民生活に支障を成るべく少からしむるが爲、光の祕匿の程度も訓練に適當なるものとするのである。尙官民の自發的に行ふ訓練は無統制に陥らぬやう指導の必要はあるが特に之を禁止する積りは無い、尤も此の費用に對しては國庫補助のないことは當然である。

第四 費用の負擔及國庫補助に關し必要な規定を設くること。

(一) 防空に關し必要な費用は道府縣、市町村又は防空計畫を設定し若は特殊施設を管理、所有する者に於て負擔すること。

(二) 前項の費用に付ては二分の一以内の國庫補助を爲すこと。

防空は國家の目的を遂行するものであるけれども、地方的又は個人的利益の維持をも併せて其の目的とし、従つて防空の主たる目的が敵の空襲目標たる大都市又は大工業地の防護に存する場合に於ても、防空を實施する團體又は個人も亦防空の利益を受け、若し防空を行はざれば自らも空襲の危険に脅さるゝものなるが故に、一應費用は地方團體又は防空計畫を設定し、若は特殊施設を管理、所有する者の負擔とするのである。然し整備すべき設備、資材等には平時に於て利用し得る物もあるけれども、防空時で無くては全然利用の途の無い物もあるのであるから、地方團體其の他の財政に支障を生ぜしめない様に相當額の國庫補助を爲すこととしたのである。

第五 其の他の必要な事項に付次の如き規定を設くること。

(一) 防空委員會の組織、權限及費用に關しては勅令を以て之を定むること。

(二) 防空上重大なる支障を生ずる行為を處罰すること。

(三) 國に於て管理する施設に關する防空に付ては勅令の定むる所に依ること。

(四) 本法を朝鮮、臺灣、樺太に施行する場合に於て必要な規定は勅令を以て之を定むること。

(五) 本法施行の時期は勅令を以て之を定むること。

防空計畫の設定に當つて其の意見を徴し、又は防空に關し必要と認めらるゝ各方面の聯絡等に便ならしむるが爲、中央及各地方に於て防空委員會を設くることとなつて居る。又防空の實施に従事することを命ぜられて其の命に従はない特殊技能者とか、戦時事變に際して燈火管制の命に違背する者とか、調査に際して資料の提出なり検査なりを拒み若は妨げたる者とかは、何れも防空上重大なる支障を生ぜしめる者なるが故に之に付ては罰則が設けられてある。

一朝有事の際、國及國民の安全を保障する上に於て重要な意義を有する防空法案に付、國民が充分な理解と適正な判断とを持たれることは特に望ましい所である。

郵便料金の改定

遞 信 省

一 は し が き

通信は一般の日常生活ばかりでなく、政治上、軍事上、産業上の進歩發達のためにも必要不可欠なものであることは言ふ迄もないところであるが、就中郵便は凡ての國民が貧富を問はず低廉な料金を以て容易に利用出来るもので、最も普及した通信手段であり、國家社會の神經系統にも比すべき重大使命を有つてゐる。さればいづれの國に於てもこの郵便の公益的な使命を充分に果たすため、之を國營としない國はなく、我國も亦明治の初め郵便制度の創始以來國家が獨占經營をなしてゐる。従つて郵便の料金を出来るだけ廉くし、その取扱の迅速正確を圖り、サービスをより良くすることが國家の郵便事業經營上の大方針でなければならぬ。然し郵便事業經營の立場から見ると、事業収入は事業經營上必要とする經費を支辨するに足るを要するのであるから、若し現行料金の収入額を以て、事業の維持並にその改善整備を爲し得ない場合には、そのために必要な財源は、料金の値上に依る増収に之を求めなければならぬ。従つて郵便事業に於て料金の低廉なことの希望せられるのは

尤もなことであるが、然し若し設備その他が不充分であつて郵便の取扱上迅速、正確を缺くやうなことがあるならば、即ち郵便事業の使命たる公益を圖るべき本旨に悖ることとなる。

二 郵便事業の經理

現行料金たる

第一種郵便物	書 狀	三錢	は明治三十二年に
第二種郵便物	通 常 葉 書 往 復 葉 書 封 緘 葉 書	一錢五厘 三錢 三錢	
第三種郵便物	定期刊行物	五厘	は明治二十二年に
第四種郵便物	書籍、印刷物、業務用 書類、寫眞、書、畫、 圖、商品の見本及雛 形、博物學上の標本	二錢	
第五種郵便物	農産物の種子	一錢	は明治二十八年に

夫々制定せられたのであるが、爾來三、四十年の長年月を経、その間社會狀勢、經濟事情の著しい變動があつたにも拘らず、獨りこの郵便料金だけは、國民の日常生活と密接な關係を有する點が考慮せられて、一回の値上をも見ずに今日に至つたのである。今回この久しい間變更を見なかつた郵便料金

の値上を實施することになつたのは、全く郵便事業の現状が時代の進歩に遅れて、幾多の缺陷を生じ、この儘放置することを到底許さない實情に立ち至つたので、専らその整備改善を爲さうとするために他ならないのである。

通信事業は郵便事業の他、電信電話事業を包含して一體として國家が之を獨占經營して居るのであるが、通信事業の會計制度は所謂特別會計であつて、即ち通信事業の支出は、その収入を以て之に充當することを原則とし、収入、支出共に一般會計より獨立して全く自給自足の經營をして居る。唯この通信事業特別會計は、昭和九年度に於て一般會計から分離した際、従前より通信事業の収入の中相常な金額が一般財政のために使用せられてゐたが、それを急激に中止して、一般財政に影響を與へることを避けるため、特別會計後に於ても、従前通りの使用額を毎年度一定額以内に於て納付金として、一般會計に繰入れることとなり、之を法律を以て規定したのであつて、その納付金の金額は八千二百萬圓以内と明定せられて居る。而して既に昭和九年より昭和十一年迄に毎年約八千萬圓を納付してゐるが、之は通信事業の収入總額三億圓に對し二割七分程度に當つてゐる譯であり、郵便事業もその中に於て相當額を分擔してゐる。然し乍らこれは決して郵便事業に餘裕があるからではないのであつて、郵便事業の歳入歳出を比較して見ると、大正十三年度に於て歳入豫算は六千二百萬圓歳出豫算は四千六百萬圓その差額一千六百萬圓であつたのが、昭和八年度に於ては歳入豫算は八千萬圓歳出豫算

は五千萬圓その差額三千萬圓となり、之が他の一般國費に充當せられたのである。而もその歳出に於ては大正十三年より昭和八年まで十箇年間に於て郵便現業經費の新規成立豫算額は合計九百八十八萬圓に上るが、その反面に於て、經費節減額九百四十八萬圓に達して居る。是は結局大正十三年以來十箇年間に於て事業が著しく増進したのに對し、僅か四十萬圓と言ふ殆ど無きに等しい經費しか使用されなかつた事を物語るものである。即ち斯る經費の節減を爲して一般國費に充當し得たのは、全く郵便事業に於て餘裕があつたためではなく、専ら郵便の使命を果すための必要な經費を削り、事業施設を落して、經費の捻出を圖つた結果に他ならない。

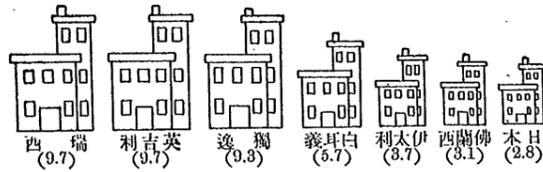
三 郵便事業の改善

郵便事業の現状を見ると、曾ては時代の先驅として明治年代に於て、事業の擴張改善を積極的に行つたのに拘らず漸次諸般の事情に制せられて次第に消極的となり、經費節約を専らにして事業の現状は幾多の缺陷を包藏するに至り、却て時運の進展に取殘された憾ある實情となつた。今その顯著なものを擧げて見ると、

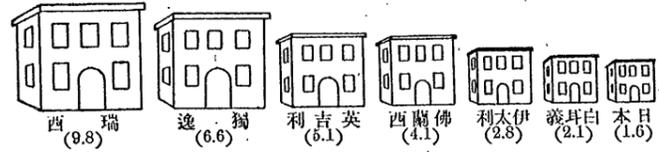
一 郵便局所に関して

我國の郵便局所数は、一萬二千五百有餘局（昭和十二年一月末）であるが、それは面積約三十二

數所局便郵當料方平百積面



數所局便郵當人萬一口人



料、人口約六千人當り一局と言ふ現状であつて、諸外國のその約三分の一にも達せず、又全國町村の約三分の一に當る三千七百餘町村に未だ郵便機關の設置を見ない状態なのである。而も國民が郵便局を利用する回数は一世帯當り一箇年一千四百四十回であり、その中四百四十回は是非郵便局へ行つて用を辨じなければならぬと言ふ實情にあるから、郵便局所の設置されてない町村住民の日常生活に於ける不便不利は眞に想像に難くない所である。又郵便現業の第一線に立つ三等郵便局は全國一萬一千餘局の約九割七分を占め、全國郵便業務の過半を負ひ重要な役割を勤めて居るのであるが、この三等局制度は明治初年郵便事業創始に當り、當時に於ける必要より突出せられた制度であつて、本來事

務の分量も少くその性質も簡易なものを取扱ふに適する機構なのである。然るに現状は社會の發展に伴うて通信の利用は増加し、三等局の取扱ふ事務は量に於ても共に負擔が過重となり、この制度を以てしては、郵便の利用者たる國民の蒙る不便も少くないと云ふ實情にあつて、之等三等局制度の改善救済は今日緊急を要するものである。

二 郵便のスピード化に關して

郵便は社會の交通機關のスピード化に伴うて、常にその集配遞送の速度を改善しなければ時代の要求に副はない死んだ郵便となつて了ふものであるが、今日では郵便の取集配送の回数は明治時代よりも却て減少し、又遞送機關に就ても近代的高速度交通機關を利用することが充分ではない、假に東海道線に就て見ると、郵便車連結の急行列車は、同線急行列車總數三十列車中、僅か八列車に過ぎず、又自動車、自動自轉車等の機械力の應用も一般的となつてゐない。その他局舎、器具、機械の物的設備にも不備の點多く、就中局舎は狹隘な上に腐朽したものも多く、三十年以上を経過する局舎數が總體の五割に達せんとしてゐるがこれは又事務取扱の迅速を阻むこととなつてゐる。

三 従事員に關して

郵便事業は電信電話事業よりも人手を要する分野が多く、従つて従事員の配置を適當にし、且その素質を向上せしめなければ到底事業の運行の圓滑を期することは出来なからう。

然るに前述した如く數年來財政の事情に制せられて、必要な増員も行はず、従事員の負擔過重を來して居ることは大正十三年を基準として昭和十一年に於て、郵便物数は五割二分を増加したのにも拘らず、之を取扱ふ人員は僅か七分増加したに過ぎない一事を以てしても推察出来るであらう。而も従事員の素質の良否が公衆に接する機會の多い郵便事業に於ては最も重要な事は申すまでもないところであるが、現在之等従事員を訓練教育する養成機關の設備さへなく、小學校卒業者が直ちに實務に就き、取扱方法態度に關し公衆の非難を受けること屢々なる實況である。之に加ふるに通信従事員の待遇の薄いことは社會一般の常識にまでなつてゐる状態である。

以上は缺陷の主要を述べたに過ぎないが、之等諸缺陷の整備改善のため、今回郵便料金値上に依つて得られる増収額一千五百二十餘萬圓を以て出来るだけ郵便の機能を發揮せしめ、社會の要望に副ぶため次の如く施設を爲さうとするのである。

- 一 郵便局所の改善
 - (一) 通信機關の増置擴張
 - (二) 普通三等局制度の改善
- 二 遞送集配施設の改善
 - (一) 速達郵便の全國施行

- (二) 郵便遞送集配施設の改善
- (三) 航空郵便線路の開設

三 人的設備の改善

- (一) 現業従業員に關する待遇施設
- (二) 現業員の養成機關の設置

四 物的設備の改善

郵便局舎の新營

四 料金改定の方針と程度

現行郵便料金の單位は前に述べた如く、三錢、二錢、一錢五厘、一錢及五厘の五種となつてゐて、之等の料金は郵便物の夫々の性質に鑑み、相互の振合を考へて定められて居る。即ち新聞雜誌に對してはその文化的性質に應じ、又農産物種子に對しては農業助成の意味に因りいづれも低額の料金として居るのであるが、今回の改定にあつても努めて之等の振合を破らない様留意して居るのである。

而して現行郵便料金の規定せられた明治二十二年乃至三十二年以來、物價、賃銀、專賣品代價、鐵道旅客運賃、電報料、電話料等の引上割合を見ると、引上割合の最も低い鹽の二割二分、最も高い

煙草(朝日)の十七割、貨銀の二十九割六分の兩極端を除けば他は三割三分乃至八割七分の率を示して居る。

物價及貨銀指數並租稅手數料專賣品代價の變動

年次	物價指數	貨銀指數	鐵道旅客賃金(四八三料)		煙草(朝日)		鹽(三等品百斤)	
			指數	代價	指數	代價	指數	代價
明治三十三年	100	100	100	100	100	100	100	
明治四十年	139	135	100	100	100	100	100	
明治四十五年	155	151	100	100	100	100	100	
大正元年	195	191	100	100	100	100	100	
大正十年	265	261	100	100	100	100	100	
昭和元年	337	333	100	100	100	100	100	
昭和五年	481	477	100	100	100	100	100	
昭和十年	587	583	100	100	100	100	100	
昭和十五年	749	745	100	100	100	100	100	
昭和二十年	945	941	100	100	100	100	100	
昭和二十五年	1181	1177	100	100	100	100	100	
昭和三十年	185	181	100	100	100	100	100	

備考 一 鹽の代價は一年數回改定せらるゝを以て平均代價に依る。

又主要外國に於ける内國郵便料金を我國のそれと比較すると左表の如く、書狀料金は於ては我國の二倍半乃至五倍半、葉書料金は於ても一倍半乃至五倍半の高率に及んで居る。

主要外國に於ける現行内國郵便料金比較

國名	内國料金	換算額		日本ノ外國ニ對スル比率
		同上ノ邦貨	對スル比率	
日本	1.00	1.00	1.00	1.00
英吉利	1.05	1.07	1.07	1.07
アメリカ	1.35	1.35	1.35	1.35
佛蘭西	1.50	1.50	1.50	1.50
獨逸	1.70	1.70	1.70	1.70
伊太利	1.92	1.92	1.92	1.92
白耳義	2.10	2.10	2.10	2.10
瑞典	2.70	2.70	2.70	2.70
支那	5.20	5.20	5.20	5.20

國名	内國料金	換算額		日本ノ外國ニ對スル比率
		同上ノ邦貨	對スル比率	
日本	1.00	1.00	1.00	1.00
英吉利	1.50	1.50	1.50	1.50
アメリカ	2.10	2.10	2.10	2.10
佛蘭西	2.40	2.40	2.40	2.40
獨逸	2.60	2.60	2.60	2.60
伊太利	3.00	3.00	3.00	3.00
白耳義	3.60	3.60	3.60	3.60
瑞典	4.20	4.20	4.20	4.20
支那	8.50	8.50	8.50	8.50

(註)右料金ハ昭和十年六月現行トス

今回の値上は以上の諸點を考慮に入れて、從來の郵便料金の體系に著しき變動を加へないことを原則とし、各種郵便物の社會的文化的關聯を慎重考慮したのである。即ち文化の普及に重大な關係のある第三種郵便物及農業助成のための第五種郵便物は据置となし、値上の程度は必要な最低限度に止

め、書状にあつては、三錢を四錢となし、葉書にあつては一錢五厘を二錢となし、第四種の書籍、印刷物その他にあつては二錢を三錢となし、總體を通じて三割四分程度の値上をしようとするのである。更に現行の單位重量の十五瓦、七十五瓦、百十瓦は昭和六年メートル法採用に依つて従来の匁單位を瓦單位に改正したものに過ぎないのであるが、之を今回の改定に際し、萬國郵便聯合條約に採用する書状の標準單位重量二十瓦を以て基本とし、その倍數を以て計算し、第三種に在つては六十瓦、第四種、第五種にあつては、百二十瓦と改め、利用者竝に取扱者の簡捷を圖らうとするのである。因に現在差出される各種の郵便物の九割六分迄は改正される基本量内に含まれて居る。

通常郵便料金の現行改正比較表

種別	現行		改正		値上	割合
	單位重量	料金	單位重量	料金		
第一種 有封書狀	一五瓦迄每二	三〇	二〇瓦迄每二	四〇	三三・三三	〇・〇〇
第二種 通常葉書	一五瓦迄每二	一五	二〇瓦迄每二	二〇	三三・三三	三三・三三
第三種 往復葉書	七五瓦迄每二	三〇	一〇〇瓦迄每二	四〇	三三・三三	三三・三三
第四種 封緘葉書	一〇瓦迄每二	〇・五	一〇瓦迄每二	四〇	三三・三三	三三・三三
第五種 種	一〇瓦迄每二	一〇	一〇瓦迄每二	一〇	五〇	三三・三三
						△
						〇・八四 (値下)

以上今回の郵便料金の値上は、現下の郵便事業の改善整備のため、眞に止むを得ない措置として之を實施せんとするものであるが他方利用者の蒙る負擔増加を慎重考慮しなければならぬことは勿論であるから、値上に依る増収は事業の人的物的設備全般の整備改善に當て眞に郵便の迅速、正確、簡便な取扱を爲し、以て時運の進展社會の要望に副はんとするものである。

國民健康保險法案に關する諸問題

社 會 局

今般帝國議會に提出された國民健康保險法案と、これと密接な關係に在る醫藥業界との關係に付左に簡單に説明することとする。

第一 開業醫との關係

國民健康保險制度の實施は開業醫の生活を脅威するものであると謂ふ論もあるが、左の如き理由に依り本制度は決して開業醫の生活を脅威するものでなく、寧ろ其の收入を確保するものである。

(イ) 本制度の目的は個人では困難な醫療料金の支拂を多數の人が集つて相互に助け合ひ平素から用意した資金に依つて其の支拂を容易ならしめることに在るのであつて、現在の開業醫制度の上立つて本制度を施行せんとするものである。

(ロ) 本制度に於ては組合をして其の地方に在る一切の醫師と契約せしめ、被保險者は従前通り何れの醫師に付ても診療を受け得る様に爲す方針であり、此の趣旨のことは内務省令中に明瞭に規定する豫定であるから、一部の醫師のみが組合の専屬となり、他の醫師が除外されるが如きことは認めない。

は認めない。

(ハ) 本制度に於ては組合をして地方の實情に適した事業の經營を爲さしめる建前となつて居り又組合としても十分の醫療を爲すことが最も肝要であるから、組合から醫師に支拂ふ料金は、其の地方に於ける實際の醫療料金を參照して適當に之を定めしめる方針であり、不當に之を値切る様なことは有り得ないことである。

(ニ) 本制度の實施に依つて醫療料金の支拂は組合に依つて確實に支拂はれること、爲るから、醫師の收入は確保されること、爲る。

(ホ) 本制度に於ては各府縣に國民健康保險委員會なるものを設け、組合側と醫師側との間に醫療料金等に關し紛争が生じた場合には、公平な立場に於て、其の解決に付斡旋を爲さしめ、醫療料金の適正を期するのみならず、當局としても開業醫の生活を脅威することのない様留意し組合の指導監督に付萬全を期する方針である。

第二 醫療の内容に關する事項

本制度の實施に依り醫療料金が低下され診療内容が粗悪となる虞がないかの論もあるが、前述した如く醫療料金に付ては適正妥當に定められる様十分留意し、當局としても醫療料金及診療内容に關しては嚴重に組合を指導監督する方針であるから、本制度の實施に依り醫療報酬が不當に低下して診

療内容の低下を來すが如きことは有り得ない。

第三 團體契約の法文化に関する事項

本制度に於ては組合が個々の醫師と契約するか又は醫師會と契約するかに關しては、地方の實情に應じて適當に定められることになつてゐるが、組合は醫師會と契約すべき旨即ち團體契約を爲すべき旨を法律中に明定すべきであるとの論がある、併し團體契約を法文化することは左の如き理由に依り其の必要が無く又不適當である。

(イ) 本制度に於ては組合の自治を尊重すると共に、組合の事業の内容に付ては、原則として組合をして地方の實情に應じて自治的に決定せしめることとして居る、従つて組合の醫療組織に關してのみ、醫師會と契約を爲すべき旨を法律を以て劃一的に強制するのは、本制度を一貫する組合の自治を尊重し劃一の弊を避け地方の事情に適合せしむると謂ふ立法精神に反することゝ爲る。

(ロ) 團體契約を法文化しなければ、開業醫が組合の壓迫を受けて不利益になると云ふ點に付ては「第一」で述べた通り、政府は開業醫に對して不利を與へない様に十分組合を指導監督するし、又醫師は、公法人たる醫師會を組織して十分なる統制を持つて居るから醫師は此の方でも保護される、他面一率に團體契約を強制すれば現在醫師會は最小單位のもので、郡市區醫師會であるか

ら一村單位の組合等とは釣合の取れない場合もある、故に法律を以て一率に團體契約を強制することは不適當である。

(ハ) 團體契約を法文化しなければ被保險者が自己の信頼する醫師を選択することが出來ないと謂ふ點に付ては「第一」で述べた通り、被保險者が従前通り何れの醫師をも選擇し得る旨の規定を内務省令に於て規定する豫定であるから其の心配はない。

(ニ) 政府の團體契約に對する方針としては、原則として組合の自治に委する方針であるが、團體契約は便宜なる點も多々あるので、土地の實情其他諸般の事情より見て適當と認められる場合に於ては、獎勵しても宜いと考へて居る。

(ホ) 現行健康保險法に於ても、其の法律中に於て診療に關し團體契約を爲すべき旨は何等規定してゐないのであつて本法案に於てのみ之を規定することは適當でない、且法文に於て規定せずとも實際に於て團體契約を爲すことは何等支障は無い（現行の健康保險に於ても政府及健康保險組合と醫師會との團體契約の締結は事實上行はれてゐる）。

第四 醫藥分業に関する事項

本制度施行を機に醫藥分業制度を徹底せしむべしとの論があるが本制度は現在の醫藥制度の上に之を施行せんとするものであり、醫藥分業は醫藥制度全般に通ずる多年の大問題であるが故に、本法施

行を機會に一率に醫藥分業制度を強制することは慎重に考慮を要する。猶本制度は努めて劃一主義を避け各地方の實際の状況に應じ運営せられるのであるから、組合の實情に應じ藥劑師から藥劑を交付することにすれば自由である。

第五 賣藥業者との關係

賣藥業者は本制度の施行に依つて急激に其の業を脅かされると云ふ心配がある様であるが、本制度に於ては賣藥の給付を爲さざる方針であり、殊に我が國民の間に於ける賣藥利用の多年の慣習は容易に動くものでないのみならず、本制度に依る組合は漸次設立せられるものであるから從來の賣藥業者の地盤に急激な影響を與ふるものでない。

第六 醫療利用組合の代行に關する事項

醫療利用組合は本制度の組合と目的、組織が異り、又醫療利用組合の代行は財政に苦しんで居る醫療利用組合を救済する爲のものであるから、醫療利用組合に本事業を代行せしめることは不可であり、又開業醫の生活を脅かすこととなるを謂ふ論があるが、左の如き理由に依り醫療利用組合の代行を認める必要があり、又決して開業醫の生活を脅威するものでない。

(イ) 醫療利用組合は既に醫療の爲の施設であるから之に國民健康保險の事業を代行せしめる必要はないと謂ふ論もあるが、醫療利用組合に於ては個人が醫療料金を診療の都度全部負擔する建前

と爲つてゐるのであるから醫療費負擔の苦痛を解決するに足らない、故に負擔の能力を利用し互助共濟の精神に依る社會保險の方法に依つて其の支拂を容易ならしめる方法を講ずる要があるのである、さればとて醫療利用組合が在る上に、其の同じ町村に國民健康保險組合を設立すること、此のふことは、組合の範圍も構成員も全く重複した組合が二重に設立せられることとなるので、此の場合には同じ町村内に重複して組合を設立することを避けて、醫療利用組合に事業の代行を認める必要がある。

(ロ) 醫療利用組合に事業の代行を認める場合には、町村民の殆ど全部を包含した組合であつても其の基礎が強固で圓滑に經營されて居るものに限り認める方針であり、又其の地方に於ける一切の開業醫と全部契約せしめることを條件として居るから、代行が赤字の醫療利用組合を救済する爲のものであると謂ふが如き虞はなく、又被保險者が醫師を自由に選擇するにも支障がないし、又一般開業醫が除外される様なことも絶對にならぬ。

(ハ) 醫療利用組合が事業の代行をしたる場合には、當局としても嚴重に指導監督して一般開業醫に對し不公平な取扱をさせない様十分留意する方針であるから、開業醫の立場は寧ろ從來より有利となるものと思はれる。

次に參考の爲に今般議會に提出された國民健康保險法案の要綱を左に記載する。

國民健康保險法案要綱

第一總則

一 目的

本保險は相扶共濟の精神に則り疾病、負傷、分娩又は死亡に關し保險給付を爲すを目的とする事

二 保險者

本保險の保險者は國民健康保險組合とすること但し營利を目的とせざる社団法人は命令の定むる所に依り監督官廳の許可を受けて組合の事業を行ふことを得ること

三 其の他

(一) 保險料其の他の徴收金を徴收し又は其の還付を受ける權利及保險給付を受ける權利の消滅時効は之を一年とすること

(二) 國民健康保險に關する書類には印紙税を課せざること

(三) 保險給付として支給を受けたる金品を標準として租税其の他の公課を課せざること

(四) 保險給付を受ける權利は之を讓渡し又は差押ふることを得ざること

(五) 組合、組合の事業を行ふ法人又は保險給付を受くべき者は被保險者又は被保險者たりし者の

戸籍に關し無償にて證明を求むることを得ること

(六) 保險料其の他の徴收金の滞納に付ては組合は市町村に對し之が處分を請求し又は一定の場合に於ては監督官廳の認可を受け之を處分することを得ること

第二 國民健康保險組合

一 種類

(一) 組合は普通國民健康保險組合及特別國民健康保險組合の二種とすること

(二) 組合は之を法人とすること

二 組織

(一) 普通國民健康保險組合は其の地區内の世帯主を組合員とし、特別國民健康保險組合は同一の事業又は同種の業務に従事する者を組合員とし之を組織すること

(二) 被保險者たる資格なき者は組合員たることを得ざること但し其の世帯に被保險者たる資格ある者あるときは此の限に在らざること

(三) 普通國民健康保險組合の地區は特別の事由なき限り市町村の區域に依り、特別國民健康保險組合の組合員の範圍は規約の定むる所に依ること

(四) 普通國民健康保險組合に付其の組合員たる資格を有する者の三分ノ二以上組合員たる場合に於て監督官廳必要ありと認め其の組合を指定したるときは組合員たる資格を有する者(特別の事由ある者にして命令を以て定むるものを除く)は總て組合員と爲るものとすること

三 設立

組合を設立せんとするときは發起人は規約を作り組合員たらんとする者の同意を得て監督官廳の認可を受くること

四 被保險者

(一) 組合は組合員及組合員の世帯に屬する者を以て被保險者とすること但し左の各號の一に該當する者は此の限に在らざること

一 健康保險の被保險者

二 他の組合又は組合の事業を行ふ法人の被保險者

三 特別の事由ある者にして規約を以て定むるもの

(二) 前項(一)の規定に拘らず組合は規約の定むる所に依り組合員の世帯に屬する者を包括して被保險者と爲ざることを得ること

五 事業

(一) 保險給付

(イ) 組合は被保險者の疾病又は負傷に關しては療養の給付、分娩に關しては助産の給付、死亡に關しては葬祭の給付を爲すこと但し特別の事由ある組合は助産の給付又は葬祭の給付を爲さざることを得ること

(ロ) 組合は命令の定むる所に依り(イ)の給付に併せて其の他の保險給付を爲すことを得ること

(ハ) 特別の事由ある組合は規約の定むる所に依り(イ)の給付に代へて療養費、助産費又は葬祭費を支給すること、爲すことを得ること

(ニ) 療養、助産又は葬祭の給付を爲す組合其の給付を爲すこと困難なる場合其の他必要ある場合は其の都度之に代へて療養費、助産費又は葬祭費を支給することを得ること

(ホ) 組合は療養の給付に要する費用の一部を其の給付を受くる者(給付を受くる者組合員に非ざる場合に於ては其の屬する世帯の組合員)より徴收することを得ること

(ヘ) 保險給付の種類、範圍、支給期間及支給額其の他保險給付に關し必要なる事項は規約を以て之を定むること

(二) 保健施設

組合は被保險者の健康を保持増進する爲必要なる施設を爲すことを得ること

(三) 費用

- (イ) 組合は其の事業に要する費用に充つる爲組合員より保険料を徴収すること
- (ロ) 組合は特別の事由ある者に對し保険料を減免し又は其の徴収を猶豫することを得ること
- (ハ) 組合は命令の定むる所に依り一定期間保険給付を受くる者なかりし世帯の組合員(組合員のみを被保険者とする組合に在りては保険給付を受けざりし組合員)に對し其の期間の保険料の一部を拂戻すことを得ること
- (ニ) 保険料の額、徴收方法及減免其の他保険料に關し必要なる事項は規約を以て之を定むること

六 管理

- (一) 組合に組合會を置き組合の重要事項を議決せしむること
- (二) 組合に理事數人を置き組合事務を執行せしむること
- (三) 理事中一人を理事長として組合を代表せしむること
- (四) 普通國民健康保險組合に在りては特別の事由なき限り關係市町村長又は其の委任を受けたる吏員を理事中に加へ之を以て理事長に充つること
- (五) 組合は規約の定むる所に依り其の他の役員を置くことを得ること

七 分合及解散

- (一) 組合の分割、合併又は解散は組合會に於て之を議決し監督官廳の認可を受けること
- (二) 組合解散の場合に於ける清算方法及財産處分に付ては監督官廳の認可を受けること

第三 國民健康保險組合聯合會

- 一 組合及組合の事業を行ふ法人は共同して其の目的を達する爲國民健康保險組合聯合會を組織することを得ること
- 二 組合聯合會は之を法人とすること
- 三 組合聯合會を設立せんとするときは規約を定め監督官廳の認可を受けること

第四 監督及補助

- 一 組合、組合の事業を行ふ法人及組合聯合會は内務大臣及地方長官之を監督すること
- 二 監督官廳は組合、組合の事業を行ふ法人又は組合聯合會に對し其の事業及財産に關し報告を爲さしめ、其の狀況を檢査し、規約の變更を命じ其の他監督上必要なる命令又は處分を爲すことを得ること

三 監督官廳は一定の場合に於て組合、組合の事業を行ふ法人又は組合聯合會の役員、職務を官吏又は其の他の者をして執行せしむることを得ること

四 監督官廳は一定の場合に於て組合、組合の事業を行ふ法人又は組合聯合會の決議を取消し、役員を解職し又は解散を命ずること(組合の事業を行ふ法人に在りては許可の取消を爲すこと)を得ること

五 國庫、道府縣及市町村は組合及組合の事業を行ふ法人に對し補助金を交付することを得ること

第五 審査、斡旋、訴願及訴訟

一 保險給付に關する決定に不服ある者の爲に審査を行ひ又組合、組合の事業を行ふ法人又は組合聯合會と醫療機關との間に起りたる保險給付に關する契約に付ての紛争に關し其の解決に付斡旋を爲す爲道府縣に國民健康保險委員會を設置すること

二 組合の爲したる保險料其の他の徴收金の賦課徴收の處分又は滞納處分に不服ある者は訴願又は行政訴訟を爲すことを得ること

製鐵事業法案要綱

商 工 省

第一 本法は産業の發展及國防の整備を期する爲本邦に於ける製鐵事業の健全なる發達を圖することを目的とする

第二 本法に於て製鐵事業と稱するは鉄、鋼、鋼材(鍛鋼品及鑄鋼品を含む)其の他の鐵鋼の製造及之に附隨する副生物の製造を爲す事業を謂ふこと

第三 製鐵事業を營まんとする者は政府の許可を受くべきこと但し命令を以て定むる製鐵事業に付ては此の限に在らざること

本法に定むるもの、外前項の許可に關し必要なる事項は命令を以て之を定むること

第四 第三の許可を受けたる者(製鐵事業者)は政府の

指定する期間内に其の事業を開始すべきこと

政府は正當の事由ありと認むる場合に限り前項の期間の延長を許可することを得ること

製鐵事業者前二項の期間内に其の事業を開始せざるときは第三の許可は其の效力を失ふこと

第五 製鐵事業者其の設備を増設し又は變更せんとするときは命令の定むる所に依り政府の許可を受くべきこと

第六 一の場所に於て一年十萬噸以上の製鐵能力及一年十萬噸以上の製鋼能力を有する設備を以て營むる製鐵事業は土地收用法第二條の土地を收用又は使用することを得る事業とし同法を適用すること

第七 鉄鋼一貫設備を以て營む製鐵事業、鍛鑄品製

造事業、電氣製鐵事業、低磷鑄鐵製造事業及珪錳製鋼事業に對する免稅制度に付ては従前の通と爲すも、
鉄鋼一貫設備を以て營む製鐵事業の設備能力は一年三萬五千噸以上を一年十萬噸以上とする事

第八 第三の許可又は第五の増設の許可を受け砂鐵又は命令を以て定むる鐵鑛の製鐵を目的とする特殊の設備を新設し又は増設したる製鐵事業者には其の設備を以て營む製鐵事業に付所得稅、營業收益稅及地方稅を免除すること

第九 砂鐵又は前條の鐵鑛を配合して製鐵を爲す製鐵事業者には配合の割合に應じ其の製鐵事業に付本法施行の日より十五年間命令の定むる所に依り所得稅及營業收益稅を免除すること

第十 帝國内に於て製造したる鋼材が船舶の建造又は修繕に使用せられたる場合に於ては政府は命令の定むる所に依り其の鋼材の製造者に對し獎勵金を交付することを得ること

第十一 第六又は第八に規定する製鐵事業の爲必要な

る器具、機械其の他の材料を政府の認可を受け輸入するときは本法施行の日より十年間命令の定むる所に依り輸入稅を免除すること

第十二 製鐵事業者其の事業の全部又は一部を讓渡し、廢止し又は休止せんとするときは命令の定むる所に依り政府の許可を受くべきこと

製鐵事業者たる法人の合併又は解散の決議は命令の定むる所に依り政府の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜざること

第十三 製鐵事業者鐵鋼の生産、販賣、輸出、輸入、移出若しは移入又は命令を以て定むる製鐵原料の購入に關し他の製鐵事業者と統制協定を爲したる場合に於ては命令の定むる所に依り之を政府に届出づべきこと之を變更し又は廢止したるとき亦同じなること

第十四 第十三の統制協定を爲したる製鐵事業者の爲其の統制協定に基き共同販賣其の他共同の目的を達するに必要なる事業を行ふ者は命令の定むる事項を

政府に届出づべきこと

第十五 政府公益上必要ありと認むるときは製鐵事業者に對し鐵鋼の供給數量、販賣價格又は販賣條件の變更其の他鐵鋼の需給の圓滑又は價格の公正を圖る爲必要な事項を命ずることを得ること

政府公益上必要ありと認むるときは製鐵事業者に對し其の設備の擴張若しは改良又は作業方法の變更を命ずることを得ること

第十六 政府軍用上必要ありと認むるときは製鐵事業者に對し製鐵に關する特殊事項の研究又は特殊設備の施設、命令を以て定むる製鐵原料の保持其の他軍用上必要な事項を命ずることを得ること

第十七 政府は製鐵事業者に對し其の業務の狀況に關し報告を爲さしめ其の他監督上必要な命令を發し又は處分を爲すことを得ること
政府監督上必要ありと認むるときは當該官吏をして

製鐵事業者の事務所、營業所、工場、倉庫其の他の場所を臨檢し業務の狀況又は帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得ること此の場合に於ては其の身分を示す證書を携帯せしむべきこと

第十八 政府は第三第一項但書の規定に依り許可を受くることを要せざる製鐵事業を營む者に對し命令の定むる所に依り其の設備の能力其の他必要な事項を届出せしむることを得ること

第十九 政府第三の許可又は第十五の規定に依る命令を爲さんとするときは製鐵事業委員會の議を経べきこと

製鐵事業委員會の組織は勅令を以て之を定むること
第二十 罰則を規定すること

第二十一 本法施行の際現に製鐵事業を營む者並に所得稅及營業收益稅等の免除を受くる者等に關しては適當なる経過規定を設くること

日英海運競争

外務省情報部

一はし が き

最近に於ける我が通商の發展は、必然的に海運の驚異的進出となり、所謂先進海運國の堅城を脅すに至つたから丁度我が通商が關稅引上、輸入許可、輸入割當制及爲替管理に依る輸入防遏等幾多の障害に直面するに至れると同じく先進海運國の間に邦船の脅威が次第に喧傳せらるゝ様になつた。特に我が海運の印度及濠洲航路に於ける目覚ましき進出振に關し此の二、三年來、英本國に於て兎角の議論を行ふものがあつたので其の都度、適當なる對策を講じて來た結果、世人の注意を惹く程度に達せずして下火となつてゐたのであるが、昨年末以來、本問題は再び急激に舞臺に登場し來り、誠に燎原の火の如く順次英國朝野を興奮の渦に卷込んで了つたのである。

即ち昨年十一月十一日には英國上院に於てロイド卿は我が海運の脅威を訴へ、越えて十二月九日には P. O. S. N. (以下 P. O. と略す) 會社の年次總會に於て同社々長のシヨード氏は聲を大にして「日本海運は今や東洋に於て往年の英國の地位に代らんとして居る。英、印間の貿易は大半、大型且優秀なる日本

船舶に依る實情なるを以て、今にして根本的對策を講ずるに非ざれば、英國海運は滅亡の他無き」旨を強調したのであるが P. O. 社長の言辭は議會は固より一般輿論に相當の影響を與ふる程度の力を有して居るから事態の成行は必ずしも樂觀を許さざるものとなつた。操觚界は筆を揃へて右シヨード氏の言辭を敷衍し、右對策の急務を説いた。

十二月十六日には下院に於てドイル議員の本件に關する質問に對し、商務省のパーソン政務次官は「帝國海運委員會は極東を含む海運調査に著手し居り、極東の海運狀勢に就ては特に報告を求むることあるべき」旨、答辯せる點より見て英政府も愈々何等かの對策に出づるに非ずやと想像さるゝのである。

又一方濠洲方面に於ても濠洲航路に於ける日本船の壓迫を叫び日濠航路に於て現在以上邦船の進出を喰止めんとする議論を聞く様になつた。

二 邦船の進出状態

今、日本印度間の航路に於ける日英兩國船の角逐の跡を見ると左の通りであるが、右は後述の如く我が貿易的發展に伴ひ當然のことであつて寧ろ貿易發展率に比べると邦船進出状態は遙に後れて居るのである。

濠洲航路に於ては

年次	日	本	英	國	船
一九二九	二七	一四九三六	二〇	一三〇、七五五	
一九三〇	三九	二三五、〇三三	一一五	九五、五一四	
一九三一年	四二	二五五、二四三	一五	九六、三八五	

年次	日	本	英	國	船
一九二九	九	五二、五九三	三三	一六、六七二	
一九三〇	四	六一、九九四	三三	二〇、八八一	
一九三一年	五	七九、五四七	三三	二一、三三三	

(郵船調査に據る)

尙日濠間の海運に就ては右表以外平年に於て數十萬噸に上る不定期船の運航を見逃し難い。不定期船に關しては詳細なる統計が無いが、右數十萬噸の中、大半は日本船であることは間違ない。

邦船の日印、日濠航路に於ける進出振は右の様目覺ましいものがあるが、之は我が對外貿易の發展に伴つたもので寧ろ當然だと言はねばならぬ。

抑原料資源の不足に悩む我國が、之を海外より獲得し、加工精製して輸出するのは我が國民經濟上絕對に必要な事である。我が貿易は逐年伸張し、貿易總額は昭和九年に於て四十六億五千八百萬

圓、昭和十年に於て五十二億二千百萬圓が昭和十一年に至つて實に五十七億二千五百萬圓に達し、歐洲大戰勃發當時即ち大正三年の十二億に比すれば、物價の變動を考慮に入れるも、當に雲泥の差といふ事が出来る。船舶も亦總噸數に於て、大正三年百七十萬噸に過ぎなかつたものが、昭和十年度に於ては四百萬噸に達した。

元來沿岸貿易を除く一般の海外貿易は、外國船舶に解放されて居る。沿岸貿易が植民地と本國、植民地相互間の貿易をも含むや否やに就ては國際慣行は必ずしも一致して居らぬ。嚴格なる意味に於ける沿岸貿易、換言すれば、本國各港間及一植民地の各港間の貿易は各國の國法に依つて外國船舶の就航を禁止し得るものであるが、稀には之を解放して居る例もある。英領印度の如きは即ち其の例で日本船にして、甲谷陀、孟買間の石炭運送に従事したものがあつた。又濠洲聯邦の如く沿岸貿易を特定の濠洲法制、特に船員の待遇に關する勞働法制に服従するものに限定し、英本國に船籍を有する船舶と雖、右條件に適合せざるものは特許なき限り沿岸貿易に就役するを禁じて居る例もある。

英帝國の各地域間の貿易は原則として全ての國籍の船に開放されて居り、例へば印度、錫蘭、海峽植民地、香港等の相互間の貿易は何國の船も自由に扱ふことが出来る、自治領相互の間も亦同様で新西蘭と濠洲間の航路は過去に於て巨額の補助を受けるといふ米國船に依つて英國船が壓倒されてゐた。此の濠洲間の航路の状態は多年英國に於てのみならず、濠洲及新西蘭に於て問題を起してゐたが

最近迄に此の航路を補助金を受けて居る外國船及英國船に對し沿岸貿易を封鎖して居る國の船舶に對して禁止するに至つた。

我が海運の進出は、まだく英帝國相互間の航路に於て、英國船を壓倒する程度進行つて居らず、我が國民經濟上必要なる原料品の輸入と工業品の輸出の大部分を日本船が取扱つて居ると言ふに過ぎない。

前述の如き英國當業者の誇張的攻撃乃至は宣傳に對しては印度方面に少からず反對論が行はれて居る。例へば甲谷陀及孟買印度人商業會議所は夫々印度政府に陳情書を提出し「英本國が印度の海運に兎や角、干渉がましき言辭を弄するは筋が違つて居る。印度海運は決して英國海運に包含せられて居るものではなく全然別個のものである、又英國海運に對し印度は特惠の許與をしると云ふが、之は現在進行中の日印會商を不必要に複雑化し、交渉の成立を妨ぐるものではないか、抑、本問題は日本と英國間の海運競争であり、何等印度人所有の船舶に關係が無い。英本國は斯くの如く印度に直接關係ある問題に付印度を度外視し例へば帝國海運委員會の本件調査にすら印度代表を加へ居らざることは極めて不當である。印度政府は從來より英國船舶業者の悲鳴乃至不當の要求に一顧も與へず今日に至りしことは誠に嘆稱すべきであるから今後斯る態度を持續して行かれ度き」旨を述べて居るのを見ても英國當業者及其の一派の所論宣傳が印度人に必ずしも受け入れられてゐないことが判る。

三 本邦當業者の奮起

P.O社長等の躍起的宣傳に對し我が當業者は其の謬れる言行が英國國民に與へつゝある影響を憂へ奮然として起ち先づ齊藤郵船倫敦支店長は一月二十七日の「ロンドンタイムズ」紙上に於て我が立場を宣明した。

即ち「貿易と海運とは相伴ふが故に例へば大正三年の貿易額十二億にして船舶總噸數は百七十萬であつた處昭和十年には貿易額は五十二億餘で總噸數は四百萬噸であつた。若し大正三年以來の通商發展率から推すならば昭和十年には七百四十八萬噸を有して居らねばならぬのに僅に、四百萬噸を有するに過ぎず、今後は外國船に右不足分を補つて貰はなければならぬ。然るに事態は變轉し最近外國船は極東其の他の航路より撤退する實情となつたから日本は其の通商發展に應ずる爲造船が必要となつて來たのである。又我が地理的位置より見て日本は原料供給地より遠隔なる處に位してゐるから多大の船數を必要とする。尙我が海運補助額は昭和十一年には一千一百萬圓で右は英貨六十四萬磅に過ぎず、一九三七年とて豫算總額一千六百三十萬圓即ち九十五萬磅に過ぎず之を各國の補助金額と比較するに

(昭和十年度)

日	六三六、〇〇〇磅	獨	一、九六五、〇〇〇磅
英	二、九三三、〇〇〇磅	伊	四、二四五、〇〇〇磅

佛 四、四五五、〇〇〇磅 米 六、二九〇、〇〇〇磅

にて本邦の船舶補助額は極めて僅少である、尙新船建造補助は緊急時の用意の爲に與へられたものであり、郵便輸送補助は日本の國民福祉の爲重要な航路に限られて居る事を知らねばならぬ。

日本海運が不正なる競争を行つて居るといふ考も當らざること甚だしく、日本海運間には運賃同盟があり、P.O.社は勿論、日本郵船及大阪商船は其の一員である。甲谷陀復航に就ても日本郵船、大阪商船、英印汽船會社(所謂B.I.社P.O.と同系統)印支汽船會社等が同様同盟を組織し、相互協調して海運の發展に資して居る。」と述べ英國當業者の惡言傳に一矢を報い、英國人に真相をさらけ出したのである。

右齊藤支店長の堂々たる寄稿に對し、ロイド卿及英國船舶協會長トムソンの兩氏は夫々タイムスに辯駁文を寄せたが、本邦側を首肯せしむる何物をも發見することが出来なかつた。

抑、我が海運は其芽生えの時代に於て英國海運に依つて指導されることが多かつたのは事實で、現に邦船にして英國の造船所の建造に係るものが今尙多數残存して居り、英國籍の古船を購求して運航して居るものも亦尠くない。斯る間柄の日英兩國の海運業の關係が、英國當業者の利己的な言辭に依つて傷けられることは眞に遺憾であり、兩國海運の共存共榮の爲協調提携の途が發見されることを希望してやまぬ。

正誤 本月十日發行週報第二十一號四頁挿繪解説中「コンゴリ盆地條約通用地域」は「コンゴリ盆地條約適用地域」の誤植。

最近公布の法令

内閣官房總務課

○兵役法施行令中改正ノ件(昭和二十六年七月二十日公告)

徴兵検査に於て、従來現役兵に適する者とせられるのは身長一五五メートル(五尺一寸強)以上で、身體強健なるものと定められてあつたのを、今回身長は一五〇メートル(四尺九寸五分)以上ならばよいことに改め、又身長一五〇メートル未満の者は兵役に適せざるものとされてゐたのを改めて一四五メートル(四尺八寸強)未満のものは兵役に適せざるものとし、又各徴集區に配賦せられた現役兵及第一補充兵は甲種(現役に適する者を總稱の地位)及乙種の者の中先づ身長一六五メートル(五尺四寸強)以上のものから徴集し、逐次其の以下の身長のものに及ぼしてゐたのを、甲種及乙種の者の中先づ一六〇メートル(五尺三寸強)以上のものから徴集して逐次其の以下の者に及ぼすこととする等身長規格の引下を行ひ、又従來の複雑なりし現役兵補給制度を簡單にし、尙陸軍武官官等表並に陸軍兵の兵科部、兵種及等級表の改正に伴ふ規定整理等必要な改正を加へたものである。

因に改正された身長は兵役法を徴兵令と言つた時代の身長と略ぼ同様である。

○昭和六年法律第四十號ヲ朝鮮ニ施行スルノ件(昭和二十六年七月二十日公告)

朝鮮に於ける重要産業發達の趨勢に鑑み、之を統制し、其の合理的の收養發達及公益の擁護を期する爲、昭和六年法律第四十號重要産業の統制に關する法律(昭和六年法律第四十號)を同法中統制委員會に關する規定を除き之を朝鮮に施行することとしたもので、三月十日より施行せられた。

○千九百三十六年七月二十日「モントルー」ニ於て署名セラレタル海峽制度ニ關スル條約及議定書(昭和二十六年七月二十日公告)

大正十二年(一九二三年)七月二十四日「ロサンヌ」に於て署名せられた平和條約第二十三條に依つて確立せられた原則(交通通過の自由等の原則)を「トルコ」國の安全及黒海に於ける其の沿岸諸國の安全の範圍内に於て擁護する様「マルダネル」海峽、「マルマラ」海及「ボスポロス」等と本條約に於ては總括して海峽と稱す。に於ける通過及航行を規律する爲昨年七月二十日「モントルー」に於て締結せられたもので、大正十二年七月二十四日締結の海峽制

度に關する條約に代る條約である。而して本條約は御批准の旨本年二月十六日佛蘭西國政府に通告と同時に實施せられた。

○都市計畫委員會官制中改正ノ件(三月二十日公布)

近時都市計畫法適用市町村の増加及既適用市町村に於ける都市計畫の進捗に伴つて、都市計畫地方委員會の事務は益々繁劇を加ふるに至つたのに鑑み、今回其の職員を増加し事務執行上遺憾なきを期せんが爲、事務官一人、技師一人、書記六人、技師十三人各定員の最高限度を擴張したものである。

○農林省官制中改正ノ件(三月二十二日公布)

政府所有米穀の搗精副産物の加工及名古屋米穀事務所に精米所を設くるに伴つて、精白の技術に従事せしむる爲、農林技師二人を増員したものである。

○稅務署官制中改正ノ件(三月二十六日公布)

本年二月十一日から滋賀縣大上郡彦根町、松原村、青波村、北青柳村、福滿村及千本村を廢し、其の區域を以て彦根市を設置せられたのに伴つて、大阪稅務監督局管内彦根稅務署の管轄區域に必要な改正を加へたものである。

○海軍武官任用令中改正ノ件(三月二十二日公布)

海軍士官候補生は從來一年以上實務練習を爲すこととなつてゐたが、海軍兵學校、海軍機關學校及海軍經理學校の生徒の修業年限が四箇月延長せられ、從來候補生に對して行つてゐた術科教育の一部を生徒たる間に行ふこととなつた關係上、候補生の實務練習期間を二箇月短縮し、十月以上實務練習を爲すこととしたものである。

○社會局官制中改正ノ件(昭和十二年三月十三日公布)

シ地方待遇職員令ヲ準用スルノ件(昭和十二年三月十三日公布)

健康保險の被保險者の傷病の豫防に關する技術に従事せしむる爲、社會局に委任官待遇の健康保險技師十人を設置し、醫師免許證を有する者から之を任用し、其の任免、待遇、俸給及休職に關しては地方待遇職員令を準用すること等を定めたものである。

保險の光 幸福の影



契約件數 二千五百八十万件
保險金額 三十六億二千万円
普及狀況 人口一千人に對し
加入者三百四十人

簡易保險局

週報

第二十三號

昭和二十三年三月二十四日

- 東北振興計畫の要領 (内閣東北局)
- 歐洲の觀光事業 (國際觀光局)
- 我國の自動車數 (資源局)
- 在米邦人の現況 (外務省情報部)

官報附録

昭和十二年十月一日第三種郵便物認可
昭和十二年三月十七日發
昭和十二年十月一日第一種郵便物認可
昭和十二年三月二十四日發

五錢

週報

昭和十二年十月一日第三種郵便物認可 (毎週一回水曜日發行) 第二十二號

(本書の大きさは國定規格A5判)

所 込 申	價 定
内閣印刷局發賣掛 電話九ノ内(三)三五二一九 振替東京一九〇〇番	一ヶ年(前金) 五錢 一ヶ年分未清償送御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。
全國各地官報販賣所 東京都書籍株式會社 東京市神田區錦町一之三三 振替東京九三九〇番 最寄書店・驛書店	(外國郵便に依る地) 五錢 (城は三圓四十錢) 五錢 要送料送
<p>官報附録週報別刷</p> <p>昭和十二年三月十七日印刷發行</p> <p>編輯者 情報委員 會 東京市神田區永田町 印刷者 内閣印刷局 東京市神田區大塚町</p>	